

## 29 ぽいんと定期預金

2019年6月3日現在

商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期預金(M型)〈スーパー定期預金〉 ぽいんと定期預金</li> <li>自由金利型定期預金〈大口定期預金〉 ぽいんと定期預金</li> </ul>
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客さまに限ります。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年</li> </ul>
預入 (1)預入方法 (2)定期種類 (3)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>スーパー定期預金1年ものまたは大口定期預金1年もの定型方式で自動継続定期に限定。</li> <li>10万円以上2,000万円以下</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以降に一括して払い戻しいたします。</li> </ul>
利息 (1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>預入日における預入金額に応じたスーパー定期預金1年ものまたは大口定期預金1年ものの店頭表示利率に、お取り引きの内容に応じて当金庫が定めた利率を上乗せした利率を約定利率とし、満期日まで適用します。</li> <li>上乗せする利率は、預入店における預入者ご本人名義のお取り引きの状況により後記「ぽいんと定期のポイント計算方法」によりポイント进行計算し、ポイント合計値ごとに次の利率を上乗せします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>40ポイント～69ポイント … 年0.05%</li> <li>70ポイント～99ポイント … 年0.10%</li> <li>100ポイント以上 … 年0.15%</li> </ul> (優遇利率はポイントの変更があっても満期日までは変更いたしません。) </li> <li>ポイントに応じた金利の上乗せは、預入時および自動継続時に適用します。</li> <li>上記優遇利率、ポイント合計値区分およびポイント計算方法は、今後の金融情勢等により変更することがあります。</li> <li>満期日以降に一括してお支払いします。</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</li> </ul>
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>お利息には20% (国税15%・地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</li> </ul>
付加できる・特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優の取り扱いができます。</li> <li>総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金利率に0.5%上乗せした利率)</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日までに解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数によって別表「定期預金の中途解約利率一覧表」の期限前解約利率による利息を計算して元金とともにお支払いします。</li> </ul>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室(9時～17時、電話:072-621-9363)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>元金の一部解約はできません</li> <li>満期日以降の利息は解約日または書替日の普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>

次ページへつづく

## ぼいんと定期のポイント計算方法

- ◆ ポイントの対象となるお取り引きは、ぼいんと定期預金預入店における預入者ご本人名義のお取り引きに限ります。
- ◆ ポイント計算については、毎月の末日を基準日として計算し、毎月末日に計算されたポイントは翌月の末日以降に預入されるぼいんと定期の上乗せ金利に反映します。
- ◆ ポイントとなるお取り引き、および各お取引ごとのポイント、ポイント合計値区分については2019年6月3日現在で記載しており、今後の金融情勢等により変更することがあります。

ポイント対象 お取引項目	ポイント対象となるお取り引きの内容	ポイント
定期積金	1回あたりの掛金が1万円以上の口座取引 (満期日到来口座はポイント対象外です。)	10ポイント
住宅ローン	住宅ローンご利用中(実行済み残高あり) (証書貸付のみを対象としており、代理貸付はポイント対象外です。)	30ポイント
消費者ローン	消費者ローンご利用中(実行済み残高あり)	15ポイント
カードローン	カードローンのご利用残高が10万円以上	10ポイント
給与振込	過去2ヵ月以内に給与・賞与(1回あたり5万円以上) が振り込まれている。	30ポイント
年金自動受取	過去3ヵ月以内に自動受取により公的年金を受け取っている。 (ただし、共済年金、厚生年金基金はポイントの対象とはなりません。)	30ポイント
五大公共料金 自動支払	NHK、ガス、電気、水道、電話の各料金について、下記期間内に自動 支払が行われている。 (一度も自動振替が行われていない場合でも、下記期限の範囲内で口座に 自動振替契約の設定がなされているものはポイントの対象とする。) NHK・・・過去13ヵ月以内(月単位) ガ ス・・・過去4ヵ月以内(月単位) 電 気・・・過去2ヵ月以内(月単位) 水 道・・・過去4ヵ月以内(月単位) 電 話・・・過去2ヵ月以内(月単位)	各 5ポイント
クレジットカード 自動支払	しんぎんVISAカード・しんぎんJCBカードの自動支払が過去13ヵ月以内 (月単位)に行われている。 (一度も自動振替が行われていない場合でも、上記期限の範囲内で口座に 自動振替契約の設定がなされているものはポイントの対象とする。)	各10ポイント

※詳細については、お取引店窓口にお問い合わせください。